

1 1級知的財産管理技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

知的財産管理の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度（知的財産管理に関する業務上の課題の発見と解決を主導することができる技能及びこれに関する専門的な知識の程度）を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験	
1 管理	
1-1 リスクマネジメント	リスクマネジメントに関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 係争対応 (2) 他社権利クリアランス
2 創造（調達）	
2-1 契約	契約に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 委託・共同研究契約 (2) 関連契約
3 活用	
3-1 契約	契約に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 実施・利用許諾契約 (2) 権利譲渡契約 (3) 関連契約
3-2 エンフォースメント	エンフォースメントに関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 侵害の判定 (2) 侵害警告 (3) 侵害訴訟 (4) 模倣品・海賊版排除
3-3 資金調達	権利を利用した資金調達に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 証券化 (2) 信託 (3) 資金調達（証券化、信託を除く）
3-4 価値評価	権利の価値評価に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 定量評価（価格算出を含む） (2) 定性評価 (3) 権利の税務上の取り扱い
4 関係法規	次に掲げる関係法規（判例を含む）に関し、知的財産に関連する事項について専門的な知識を有すること。 (1) 民法（総則、担保権、債権） (2) 民事訴訟法 (3) 不正競争防止法 (4) 独占禁止法・下請法・不当景品類及び不当表示防止法 (5) 関税法 (6) TRIPS協定 (7) 憲法 (8) 刑法

	(9) 商法・会社法 (10) 民事執行法 (11) 民事保全法 (12) 所得税法 (13) 法人税法
5 前各号に掲げる科目のほか 次に掲げる科目	
ハ ブランド専門業務	
A 戦略	
A-1 ブランド戦略	ブランド戦略に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 商標及び意匠出願戦略 (2) 事業戦略とブランド戦略の関係 (3) コーポレートガバナンス・コード
B 創造（調達） 情報・調査	I 情報に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 商標及び意匠関連情報開示 (2) 商標及び意匠関連情報収集・分析 II 調査に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 先行資料調査 (2) 他社権利調査
C 保護（競争力のデザイン）	
C-1 国内権利化	I 国内商標及び意匠の権利化に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 出願書類 (2) 意見書提出手続 (3) 補正手続 (4) 拒絶査定不服審判手続 (5) 査定系審決取消訴訟手続 II 国内商標及び意匠の事務に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 出願事務 (2) 期限管理 (3) 年金管理
C-2 外国権利化	I 外国商標及び意匠権利化に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等、以下同じ）の出願書類（英文を含む。） (2) 諸外国の意見書提出手続 (3) 諸外国の補正手続 (4) 諸外国の中間処理 (5) 諸外国の権利取得のための争訟手続 (6) 国際出願手続 II 外国商標及び意匠事務に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 諸外国の出願事務 (2) 諸外国の期限管理 (3) 諸外国の年金管理
D ブランド関係法規	ブランド関係法規（判例を含む）に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 商標法 (2) 意匠法

	(3) 著作権法 (4) 種苗法 (5) パリ条約 (6) 諸外国のブランド関係法規 (7) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書、標章の国際登録に関するマドリッド協定、商標法条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定、標章の登録のため商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、工業意匠の国際分類を設定するロカルノ協定 (8) 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 (9) 弁理士法
--	---